

令和3年度第2回小平市情報公開・個人情報保護審議会会議録（要録）

（通算第53回）

- 1 開催日時 令和3年9月2日（木曜日）午後5時から午後7時まで
- 2 開催場所 市役所6階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 昼間守仁会長、大川強副会長、村千鶴子委員、原田美知子委員、浅野薫委員、佐々木佳代子委員、清水春樹委員、村田明美委員
 - (2) 事務局 飯田係長、高橋主任、榎本主事（総務課）
 - (3) 関係課 川上教育部長、山本課長補佐（教育総務課）
山本課長、喜志主事（市民課）
黒山課長、山本課長補佐（税務課）
水野課長、大垣係長（収納課）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会次第
 - (1) 議事
 - ① （仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）
 - ② コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について（諮問）
 - ③ 小平市公文書等の管理に関する条例の施行について（報告）
 - (2) その他
- 6 内容（要録）
 - (1) （仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）

会長 議事の1番目「（仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」の諮問です。それでは、諮問内容について、担当課から説明をお願いします。

教育総務課 （仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

1 番の「諮問理由」でございますが、今回のアンケート調査の実施につきまして、住民基本台帳から、対象者を無作為にて抽出する必要があるためでございます。

2 番の「調査の目的」でございますが、市では、平成 24 年度に、教育基本法に基づいた「小平市教育振興基本計画」を策定いたしました。この計画におきまして、数値目標を掲げており、その数値目標の達成状況や、これまでの取組みの進捗状況の確認を行うとともに、現状把握を行い、(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定の基礎資料とするために、今回、アンケート調査を実施したいと考えております。

3 番の「調査の概要」でございますが、調査地域は小平市全域、調査対象は、18 歳以上の市民の方で、2, 000 件を無作為に抽出したいと考えております。調査の期間は、10 月に郵送でアンケートを送付させていただき、郵送による返送にて回収させていただきたいと考えております。

4 番の「事務の流れ」でございますが、市の職員が無作為抽出された対象者の住所、氏名が記載されたラベルシールを事務室内で封筒に貼り付け、送付いたします。回答については無記名となっており、直接、市へ返送されます。最終的には、回答された無記名の調査票を市で取りまとめた後に、委託業者へ引き渡します。委託業者の方では、調査票を集計し、調査結果を分析した後に、調査票を市へ返還するという流れとなっております。

5 番の「調査項目」(案) でございますが、回答者の属性のほか、「市の教育に関する施策について」、「社会教育に対する市民の意識についての調査」を行う予定でございます。

6 番の「セキュリティ対策」でございますが、事務の執行に際して、住所、氏名などの個人情報に委託事業者の目に触れることがないような方法を取っております。

また、宛先が記載されているラベルシールは、庁舎内の教育総務課の事務室内で、貼り付けの作業を職員が直接行うこととしております。このほか、個人情報の保護には細心の注意を払い作業を行ってまいります。以上でございます。

会長 説明は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 2 ページの 6 (2) の※に、委託事業者は当該情報の適切な管理を行うものとするがありますが、具体的に何を意味していますか。最終的に個人情報が書かれている可能性のある調査票が市に戻ってくると思いますが、その後どうするのでしょうか。溶解するのか、シュレッダーをかけるのか具体的に書かれていないので、最終的に調査票をどうするのか教えてください。

教育総務課 基本的には委託事業者との契約の際に、特記仕様書により個人情報の保護について適切に扱うよう様々な定めを設けており、それに基づいて外部に漏らすことがないよう業務を行ってまいります。具体的には、受注者及び当該業務に携わる者、当該業務遂行に関して知り得た個人情報等を目的外に使用し又は秘密を

他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする、と規定されていますので、これに基づいて適切な管理を行ってまいります。

また、市に戻ってきた調査票の処理については、小平市の文書管理に関する規程に基づいて、保存年限を迎えたら、溶解処分などを行うよう気を付けて扱っていきます。

委員 今後は、最終的に文書の保存期限を迎えたら抹消するということまでを書いていただかないと個人情報保護法の趣旨に添わないので、今後は資料に書いていただいた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

教育総務課 今後はそういうことも分かるように記載して、御審議していただきたいと思います。

会長 今回のケースだけでなく、今後も同じようなことがあればそこまで具体的に書いた方がよろしいかと思っておりますので、事務局の方からもその点については調整をお願いします。

委員 委託事業者は個人情報かどうか分からないが、教育総務課で確認したら個人情報に当たる部分は委託事業者が集計・分析を行う際の結果に出てくるのか、委託事業者が個人情報であることが分かったら結果には表面上には出てこないのでしょうか。教育総務課が集計・分析の結果報告にどのように関わるのでしょうか。

教育総務課 委託事業者が集計・分析をしますが、教育総務課に提出された段階で、教育総務課が確認をします。報告書としてまとめる際には個人情報に該当するものがないよう必ずチェックをします。

委員 6（2）に記載のある特記仕様書は、具体的にどのような内容が書かれていますか。特記仕様書により情報の適切な管理を行うという点をもう少し具体的に説明していただけますか。

教育総務課 特記仕様書は、小平市全体として統一して決めているものです。個人情報を適切に管理し、漏洩等がないよう、委託事業者についても、業務責任者を定めて届け出ていただき、業務責任者が個人情報の管理を責任を持って行うこととなっています。

委員 調査票の郵送は、普通郵便でしょうか。郵送された調査票を他人が見た場合も問題等は起こらないでしょうか。また、返送の有無については確認を行うのでしょうか。

教育総務課 市からアンケートをお願いするに当たっては、普通郵便で送付する予定です。封筒には住所・氏名は記載されますが、それ以上の情報は記載しません。また、御協力をお願いするという趣旨のため、返送の無かった方に市から連絡等は行いません。

会長 調査項目は前回と同じですか。

教育総務課 前回と全く同じではありません。調査項目は現在調整中のものもあり

ますが、概ね同じ項目を設ける予定です。しかし、今後の教育を考えていく上で必要となるデータを収集する目的があるため、新たな教育課題や市民のニーズを把握できる項目を設けることを考えています。

会長 前回の回収率はどのくらいだったでしょうか。

教育総務課 10年間の計画だったため中間の5年のところで見直しのアンケートを行っています。この際は、54%の返送率でした。

委員 現行の計画は平成24年度から10年間でしたが、今回のアンケートを行う計画の期間の対象を教えてください。

教育総務課 令和5年度から10年間の計画となります。前回の計画と同様に、情勢の変化等により中間で見直しを行うこともあります。

委員 調査項目の回答者属性はできるだけ個人が特定されないようにしていただきたいと思います。思想や信条などに関わる内容についても考慮して調査していただくようお願いします。

会長 それでは、この諮問を承認してよいかどうかについていかがでしょうか。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

会長 それでは、「(仮称)第二次小平市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について」は、承認することといたします。

担当課の方は、ありがとうございました。

(2) コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について
(諮問)

会長 議事の2番目「コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について」の諮問です。それでは、諮問内容について、担当課から説明をお願いします。

市民課 「コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について」の概要につきまして、本日配付させていただきました資料に沿って、ご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。

はじめに、「1 諮問理由」でございます。令和4年2月から「個人番号カード」、いわゆる「マイナンバーカード」を使用して、コンビニエンスストア等で各種証明

書を取得することができるコンビニ交付サービスを実施いたします。

本サービスにおきましては、地方公共団体情報システム機構 J-LIS と通信回線による電子計算機の結合を行い、個人情報を提供することになります。そのため、小平市個人情報保護条例第 11 条第 2 項に規定する「通信回線による電子計算組織の結合による外部提供」に該当することから、同項第 2 号の規定により、小平市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものでございます。

次に、「2 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要」でございます。コンビニエンスストア等における証明書の自動交付事務におきまして、市民部市民課所管の「印鑑登録に関する事務」、「住民基本台帳に関する事務（届出等）」、「戸籍に関する事務」、市民部税務課所管の「市・都民税課税非課税証明書の発行」、市民部収納課所管の「納税証明書交付事務」が個人情報を取り扱うものでございます。

コンビニ交付サービスの開始により、市民の皆様は、証明書を取得するために市役所等の窓口に来庁する必要がなくなり、身近な場所で、早朝、夜間及び休日でも証明書を取得することが可能になるなど、市民サービスの向上を図ることができるものでございます。

また、令和 4 年 9 月末でサービスを終了いたします証明書自動交付機の後継機としての効果、また、市民のマイナンバーカードの取得促進につながることを期待できます。

次に、「3 コンビニ交付サービス」についてでございますが、コンビニ交付サービスは、J-LIS が運営するサービスであり、マイナンバーカードを使用し、住民票の写し等の各種証明書の交付をコンビニエンスストア等に設置されておりますマルチコピー機キオスク端末で受けることができるサービスです。

令和 3 年 4 月時点で、全国で 847 の自治体がサービスを実施しており、多摩地域 26 市では、八王子市と小平市を除く 24 市が実施しております。

小平市がコンビニエンスストア等で交付する証明書は、印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部・個人事項証明書、最新年度の市民税・都民税に係る課税・非課税証明書及び最新年度の市民税・都民税に係る納税証明書といたします。

利用者につきましては、各種証明書の交付を受けることができる方で、利用者用電子証明書を記録したマイナンバーカードをお持ちの方になります。利用場所は、キオスク端末を設置したコンビニエンスストア等です。店舗数は、令和 3 年 4 月現在で全国に約 56,000 店舗、市内に 60 店舗ございます。利用日及び利用時間は、1 月 4 日から 12 月 28 日までの年末年始を除く、午前 6 時 30 分から午後 11 時までご利用いただけます。

続きまして、コンビニ交付サービスの流れを別紙の図でご説明いたします。4 ページの別紙をご覧ください。

手続きの流れについて丸囲み数字で順番を示しています。図の左側、「コンビニ

事業者等」の枠でございます。①で、利用者は、コンビニ店舗に設置されたキオスク端末にマイナンバーカードをセットして、キオスク端末のタッチパネルを操作して②の証明書の申請を行います。申請情報は、③の矢印のとおり、店舗から J-L I S が運営いたします証明書交付センターに送信されます。次に、図の中央の証明書交付センターでは、④-1から④-3 までで、利用者証明用電子証明書が有効であるかを J-L I S の公的個人認証サービスセンターに照会をします。申請が有効であると確認できた後に、⑤の矢印のとおり、図の中央の証明書交付センターから図の右側の地方公共団体の小平市に、小平市が構築します証明発行サーバに対して申請情報を送信して証明書の発行要求を行います。申請を受け取った市の証明発行サーバでは、申請内容に基づき、⑥の申請者の証明書情報を PDF 化して、この PDF データを、⑦の矢印のとおり、小平市から証明書交付センターに送付します。証明書交付センターは、⑧で当該データに対し、改ざん防止及び偽造防止対策の処理を行った上で、⑨でコンビニエンスストア等のキオスク端末に送信します。⑩で申請者がキオスク端末に手数料を入れると、⑪で証明書が印刷、発行されます。以上が、コンビニ交付サービスの流れでございます。

それでは、「4 審議会の意見を聴く項目」についてご説明いたします。「(1) オンライン結合による外部提供をする相手先」は、ただいま別紙で説明をいたしました証明書交付センターを整備及び運営しております J-L I S になります。

次に、「(2) オンライン結合により外部提供の対象となる個人の範囲及び外部提供する個人情報の内容」でございますが、コンビニエンスストア等で交付いたします 5 種類の証明書に記載する証明項目に係る個人情報が電子計算機の結合によりまして J-L I S に提供されます。個人情報の内容は、説明資料の 2 ページの表の右列に記載しております。

次に、「(3) オンライン結合により外部提供する理由」につきましては、コンビニ交付サービスを実施するに当たり、J-L I S の証明書交付センターを介してコンビニ事業者のキオスク端末や市役所等に設置されます証明発行機により証明書の交付等を行う必要があるため、J-L I S の証明書交付センターのシステムに市のシステムを接続するものでございます。

最後に、「(4) オンライン結合に係る保護措置」について説明いたします。証明書交付センターのシステムと通信する市が構築する証明発行サーバは、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークとしてすでに利用されております L G W A N 回線で接続されます。L G W A N 回線内の通信時には証明書データを暗号化しております。また、ネットワークの接続ポイントにはファイヤーウォール等の侵入防止システムを設置し、不正アクセスを防止する仕組みになっております。J-L I S とコンビニ事業者等の間は専用回線で接続し、通信内容を暗号化しております。さらに、ファイヤーウォール等の侵入防止システムにより、不正アクセスを防止す

る仕組みを講じております。

また、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末での本人確認は、マイナンバーカードをセットして、本人が市民課等で登録した暗証番号を入力することにより個人認証が行われますので、本人以外の人取得することは困難な仕組みになっております。

なお、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末及び証明書交付センターでは、キオスク端末で証明書を印刷した後に、証明書データは自動的に消去される仕組みとなっており、証明内容データの情報は蓄積いたしません。そのほかの個人情報の保護措置といたしましては、発行される証明書には、コピー防止対策のけん制文字の使用、改ざん防止及び偽造防止対策の処理が施されております。証明書を取得後は、キオスク端末の画面、音声やアラームでマイナンバーカードや証明書の取り忘れを防止する機能もキオスク端末には付いております。

証明書コンビニ交付サービスに関する説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 説明は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 住民票や印鑑登録証明書をコンビニ交付により取得した場合は、個人情報の開示請求により自分のものに関する発行状況を確認することができる対象になりますか。また、現在使用している市民カードは世帯別に1枚だと思うが、マイナンバーカードは個人ごとに発行されており、マイナンバーカードを利用して取得できる証明書の範囲はどのようなものとなるのでしょうか。さらに、市民カードについては、回収することになるのか、自分で廃棄するのか、どのようになりますか。

市民課 コンビニ交付により交付した分についても請求があれば開示の対象になります。また、マイナンバーカードにより交付を受けられる証明書の範囲は、証明書の種類に応じて異なります。住民票の場合は世帯全員分、印鑑登録証明書や課税・非課税証明書はマイナンバーカードの本人分、戸籍は全部事項証明書であれば戸籍に記載のある方全員が載ったものが発行されます。市民カードについては印鑑登録している方であれば印鑑登録証として、窓口で印鑑登録証明書を取得される際に提示する必要がありますので、引き続き廃棄せずお持ちいただくこととなります。このことについては、市報、窓口、ホームページ等でご案内をしております。

委員 3ページ(4)②のキオスク端末では証明書発行後、証明書データは消去されるため残らないとのことですが、J-LISが受け取ったデータも削除されるのでしょうか。

市民課 J-LISの証明書交付サーバについてもデータは消去される仕組みになっています。J-LISには市の証明発行サーバからPDFの画像データが送られ、J-LISの証明書交付センターでそのPDFデータに偽造防止等の処理がされ、キオスク端末に送付されますが、データが経由したところにおいても証明書発行後

にはデータは残らないことになっています。

委員 コンビニ事業者専用回線は、コンビニで他のサービスで使っている回線を使うということですか。

市民課 コンビニ事業者専用回線は、J-LISとコンビニとの間だけの回線です。そのため、他のデータは経由されないコンビニ交付だけの単独の回線になります。

委員 現在、小平市のマイナンバーカードの取得率はどのくらいでしょうか。それから、今までコンビニ交付を行っていなかった理由はありますか。

市民課 マイナンバーカードの取得率は、令和3年7月末時点の交付実績は74,094枚で、人口に対する割合では37.9%で約4割となっております。

また、実施時期がこの時期となった理由としましては、自動交付機が市内7か所の公共施設と市役所本庁舎に2台の合計8台が稼働しておりまして多くの方に御利用いただいている状況です。この自動交付機について、システムの保守や機械自体への対応が事業者側で今後出来なくなり、来年9月に終了するため、そのタイミングに合わせてコンビニ交付を進めていくことになりました。また、住民情報システムについても東村山市と東久留米市と3市の自治体クラウドを共同で行うことになっており、来年1月から運用が稼働するため、その時期も踏まえて令和4年2月からコンビニ交付を行うことにしました。

委員 コンビニ交付により市の窓口での交付は削減されると見込んでいますか。

市民課 自動交付機を御利用いただいている方が多く、証明書全体の件数のうち約半数を占めている状況です。そういった方々にコンビニ交付に移行し、手段を変えていただくこととなります。窓口での件数は維持したいと考えていますが、移行期間においては一時、逆に増えてしまう可能性もあります。

委員 コンビニエンスストア等となっていますが、コンビニエンスストア以外もあるのでしょうか。どの店舗でコンビニ交付を取り扱っているかという表示というのはされるのでしょうか。

市民課 コンビニエンスストアの中でもコンビニ交付が使える端末が置いている店舗ということになります。小平市内では60か所で、コンビニエンスストア事業者ではセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップの4店舗になります。このことについてはご案内をしていく予定です。また、コンビニ交付については、全国どこでも御利用ができ、J-LISのホームページで小平市の市民の方がどこで利用できるかのご案内をしています。なお、全国では5万6,000店舗でご利用いただけます。

コンビニエンスストア等の等については、グループ会社の中でどの店舗に端末を設置するかということもあり、コンビニエンスストア以外のショッピングセンターに設置されるものなどになります。また、市役所の中に端末機を設置している自治体もあります。

会長 交付する証明書の種類はコンビニ交付を実施している24市とも同じですか。また、コンビニ交付が普及してくると窓口業務が変化してくると思うが行政需要についてはどう考えていますか。

市民課 24市の状況は、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書は24市、戸籍の証明書は20市、納税証明書は3市で取り扱っています。そして、行政サービスの今後については、マイナンバーカードを利用したオンラインでの手続が進められていくこととなりますが、証明書の交付手続はまだしばらく続くと考えております。

会長 マイナンバーカードの小平市独自の利用は今後考えられているのでしょうか。

市民課 現在のところ市独自の利用の計画はありません。本年の3月まではマイナンバーカードにより自動交付機が使用できるようにする独自利用を行っていましたが、本年3月でJ-LISのアプリケーションの保守が終わることからその手続については終了しています。

委員 マイナンバーカードの盗難等への防止策などはありますか。

市民課 マイナンバーカードの中に入っている電子証明書で4桁の暗証番号の入力により本人確認を行っていますので、他人が利用しようとする場合にはその暗証番号が必要になるため、利用は難しいです。また、盗難等にあつた場合は、J-LISのコールセンターが24時間対応していますので、連絡をしてカードの利用を止めていただくように窓口でご案内をしています。

委員 今まで高齢者の方などが証明書を申請・取得することができた機会は今後も確保されるのでしょうか。

市民課 動く市役所は今後も継続していきます。

会長 それでは、この諮問を承認してよいかどうかについていかがでしょうか。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

委員 承認します。

会長 それでは、「コンビニ交付サービス実施に伴うオンライン結合による個人情報の提供について」は、承認することといたします。

担当課の方は、ありがとうございました。

(3) 小平市公文書等の管理に関する条例の施行について（報告）

会長 議事の3番目「小平市公文書等の管理に関する条例の施行について」の報告

です。それでは、報告内容について、担当課から説明をお願いします。

総務課 資料3をご覧ください。小平市公文書等の管理に関する条例の施行について報告をいたします。

1の「概要」ですが、前回の5月の審議会において報告させていただきましたように、令和3年3月31日付けで、「小平市公文書等の管理に関する条例」が制定・公布されました。この条例は、令和3年10月1日及び令和4年10月1日の2回に分けて施行されることとなりますが、令和3年10月1日の施行に伴い、当審議会は改組されることとなり、所掌事務に公文書管理に関する事項が追加されることとなるため、報告をさせていただきます。

次に、2の「令和3年10月1日からの変更点」になります。まず、(1)「組織の名称変更」についてです。公文書管理条例の施行に伴い、当審議会の名称は「小平市情報公開・個人情報保護審議会」から「小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会」に変更になります。

次に、(2)「所掌事務の追加」についてです。現行の当審議会の所掌事務については、小平市情報公開条例及び小平市個人情報保護条例によるものですが、現行の所掌事務に加えて、公文書管理条例第29条に規定する事項として、次の4点が今後、所掌事務に追加されます。

1点目は、①「歴史公文書選別基準の制定又は改廃に関する事項」です。公文書としての保存期間が経過した、歴史資料として重要な公文書は、令和4年10月以降に順次、教育委員会（図書館）に特定歴史公文書として移管をし、そこで原則永久に保存していくこととなりますが、その前提として「歴史公文書を選別するための基準」が必要になります。この選別基準は、公文書管理条例における各実施機関が条例の規定に基づき制定することとなりますが、制定及び改廃の際には審議会に諮問をすることとなります。この部分の施行日は、令和3年10月1日となります。

2点目は、②「保存期間が30年保存の公文書の廃棄」です。令和3年10月1日から、公文書の保存期間は30年が最長の保存期間となりますが、この30年保存の公文書を保存期間の満了後に廃棄するときは審議会に諮問をすることとなります。これは、保存期間が30年に設定されている文書は、30年よりも保存期間が短い公文書に比べて自ずと歴史資料として重要な公文書に該当する可能性があるため、移管漏れを防止するための措置として廃棄手続の仕組みに審議会に諮問することを要件としたためです。この部分の施行日は、令和4年10月1日となります。

3点目は、③「特定歴史公文書の廃棄」です。教育委員会に移管された特定歴史公文書は原則永久に保存されることとなりますが、その例外として審議会に諮問し、承認された場合は特定歴史公文書を廃棄することができます。特定歴史公文書を廃棄するときとは、具体的には、劣化により全く判読不可能になってしまった場合などが挙げられます。この部分の施行日は、令和4年10月1日となります。

最後に、4点目は、④「公文書等の管理に関する制度に係る重要事項」です。重要な事項とは、制度の基本的な事項に係る条例改正がある場合や、公文書管理条例の規定に基づき行う管理状況等の報告を行う場合が該当することになります。この部分の施行日は、令和3年10月1日となります。

以上の4点が追加される所掌事務になりますが、現委員の皆様の任期との関係について(3)の「現委員の任期及び諮問事項」で再度整理させていただきます。

現委員の任期は、今年度末の令和4年3月31日までになります。一方で、追加される所掌事務の①と④については令和3年10月1日からの施行となっていますが、この所掌事務に係る案件については、委員改選後の令和4年4月1日以降から諮問が始まることになり、今年度中については追加される所掌事務に係る案件の諮問を行うことはありません。

また、追加される所掌事務の②及び③については、施行日が令和4年10月1日となっておりますので、それまでの間は諮問事項とはなりません。

なお、昨年12月に開催した時の審議会資料と内容が重複する部分がありますが、公文書管理条例の公布後の確定版として条例の概要と公布文の写しを次ページ以降に添付させていただいております。

報告は以上です。

会長 報告は終わりました。この件について、担当課に対して御質問はありますか。

委員 電子化するなど保存方法についても今後検討を進めていただくようお願いいたします。

委員 歴史公文書に当たるかの判断基準について教えてください。

総務課 歴史公文書の判断基準については、来年の4月以降に条例上の各実施機関が歴史公文書を選別するための基準を制定する予定になっています。その基準に基づいて歴史公文書に該当するかしないかを判断していくこととなります。また、公文書を作成・取得した段階で1度その判断を行い設定し、廃棄する前にもう1度歴史公文書に該当するかしないかを判断することとなります。そして、歴史公文書に該当しない場合は廃棄し、該当する場合は特定歴史公文書として図書館に移管するという流れになります。

会長 他に質問がないようですので、この件はこれで終了とします。

(4) その他

会長 その他に何か事務局からありますか。

事務局 令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による「個人情報保護法」の改正（以下「改正法」）が公布されました。改正法を受け、7月8日に国が自治体向けに行った改正に関する説明会の内容について情報提供させていただきます。

まず初めに改正法の目的ですが、資料の4ページをご覧ください。今回の改正法は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図るため、地方公共団体の個人情報保護制度について、法律で全国的な共通ルールを規定するとともに、国際的制度調和を図ることを目的としています。

次に、改正法の骨子ですが、資料の6ページをご覧ください。現行の個人情報保護制度は、国、地方公共団体、民間事業者など、それぞれが別の法律又は条例を適用し運用しているところですが、改正法により、それらの主体が個人情報保護法の適用対象に1本化されることとなります。現状、小平市においては、小平市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」）により個人情報保護制度を運用していますが、改正後は、個人情報保護法の適用を受けることとなります。

また、個人情報保護法の適用に伴い、仮名加工情報の取扱いに係る義務や外国にある第三者への情報提供制限などの新たな個人情報保護に関するルールが導入されます。

次に、改正法の施行に向けた対応ですが、資料の15ページをご覧ください。改正法により、個人情報保護法の適用を受けることに伴い、現行の個人情報保護条例その他の関係する条例、規則等において、法律と重複する規定を削除するなど、大幅な改正が必要となります。

続いて、19ページをご覧ください。現行の個人情報保護条例による個人情報の開示等の制度においても、個人情報保護法の適用を受けることとなりますが、一方で市政情報の情報公開については、引き続き小平市情報公開条例（以下「情報公開条例」）に基づき対応していくことになるので、情報公開条例と個人情報保護法の整合性を図るため、非開示情報の整理などの見直しが必要となります。

そのほかに、市が取扱う事務のうち、特定の個人情報を検索することができるデータや台帳などを保有する場合は、当該事務の届出を行うとともに、それらの届出を取りまとめた「個人情報ファイル簿」を作成し、公表するなど、新たな事務を行う必要があります。

次に、審議会への諮問に関する基準ですが、資料の30ページをご覧ください。改正法においては、地方公共団体における審議会への諮問は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り諮問することができるものとなっています。現行の個人情報の目的外利用、オンライン結合などを行う場合に諮問するような典型的な諮問基準を設けることは、原則認められないこととなります。

最後に、今後のスケジュールですが、資料の33ページをご覧ください。改

正法は、令和4年春に施行される部分において国の行政機関、独立行政法人、民間事業者等について個人情報保護法が適用され、令和5年春に施行される部分において地方公共団体が適用されることとなります。令和4年春までに、国では改正法に関する政令、規則等の改正及び制度の詳細を示したガイドラインを公表する予定です。小平市においては、それらを受けて、令和4年度中に個人情報保護条例をはじめとした関係例規の改正手続を行う予定です。

本日の情報提供については、以上となります。この件については、今後も適宜情報提供いたします。

会長 以上で本日の会議を終了します。お疲れ様でした。